

東京都立武蔵高等学校（全日制課程）・附属中学校

いじめ防止基本方針

平成26年10月31日

校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

(1) 未然防止

- ・「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気为学校全体への醸成
- ・道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進による、いじめに向かわない態度・能力の育成

(2) 早期発見

- ・定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- ・教職員全体によるいじめに関する情報の共有

(3) 早期対応

- ・いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応
- ・いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全の確保
- ・保護者への支援・助言
- ・関係機関、専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談

(4) 重大事態への円滑な対応策

- ・いじめられた生徒の安全の確保
- ・関係機関、専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との連携
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は学校の設置者が行う調査への協力

2 学校及び教職員の責務

学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校全体として組織的に対応し、関係諸機関との連携を図り、いじめを解決し、繰り返さない学校作りを行う。学校いじめ防止基本方針の策定、いじめ問題への対応に関することを行う。

イ 所掌事項

- いじめの情報を集める。
- 指導・支援体制を組む。
- 生徒への指導・支援を行う。
- 保護者と連携する。

ウ 会議

学校いじめ対策委員会、生活指導部会による情報交換会、各学年ごとに関係教員とスクールカウンセラーとの情報交換会、定例的には生活指導部会の一部として開催する

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、学年生活指導部、養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

犯罪行為や虐待などが疑われる場合、専門機関とのすみやかな連携により、迅速かつ円滑に対応できるようにする。また、学校いじめ対策委員会の支援を行う。

イ 所掌事項

- 暴行や金銭強要等の犯罪行為が疑われる場合
- 児童虐待などが疑われる場合
- ネット上の誹謗中傷・おどしなどの事実があった場合

ウ 会議

定例的には各学期に一回行う。また、必要に応じて開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、スクールカウンセラー、スクールサポーター

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 都教委作成のいじめ防止カードの活用
- イ 都独自の「いじめ相談ホットライン」の周知
- ウ 学年便りや保護者会の積極的な活用
- エ 特別活動を通して生徒の「自尊感情」や「自己肯定感」の育成
- オ 学年担当による気になる生徒への励ましや認めるような積極的な働きかけ

(2) 早期発見のための取組

- ア 定期的な「生活意識調査」の実施
- イ スクールカウンセラーによる全員面接
- ウ 定期的な個人面談の実施
- エ 全教員による校内巡回等を通じた生徒の観察
- オ 関係機関との連携による学校非公式サイトの監視

(3) 早期対応のための取組

- ア 効果的な「いじめ実態調査」の実施・分析・活用
- イ 把握した情報に基づき迅速・組織的な対応方針の策定
- ウ 臨時の会議を開催し、全教員による情報の共有
- エ スクールカウンセラーと連携した被害生徒及び周囲の生徒への支援
- オ スクールカウンセラーと連携した加害生徒への指導

(4) 重大事態への対処

- ア 教育委員会への報告、情報の共有
- イ 学校サポートチームを通じて警察や児童相談所と情報を共有
- ウ 把握した情報に基づいた迅速・組織的な対応方針の策定
- エ 保護者と連携し学校サポートチームを活用しながら被害生徒の安全の確保を図る
- オ 加害の生徒に対する生活指導・学年・スクールカウンセラーによる組織的・継続的な観察・指導

5 教職員研修計画

(1) 年3回以上の情報交換・研修を実施

(2) 個別事例を参考にした協議・検討

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 年3回以上の各学年保護者会にて情報を提供し、保護者との連携・協力関係を構築する。
- (2) 学年便り等を通して、いじめのない学校作りの啓発に努める。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校運営連絡協議会を通じて各関係機関への情報提供と協力の依頼
- (2) 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との情報共有
- (3) 情報共有を基盤にした警察・児童相談所等との対応策の協議

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価アンケートにいじめに関する項目を設け、改善を促す
- (2) 学校運営連絡協議会における学校評価の検討による改善
- (3) 保護者会を利用した意見交換